

2019年度

私費外国人留学生奨学生募集要項

2019年度奨学生募集について、日本の大学の学部もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1.応募資格

奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2019年4月1日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

（1）学部生は、3年次及び6年制学部コース（医・歯・獣医・薬学部）の5年次に進学する27歳未満の者。

大学院生は、修士課程（博士前期課程）の1年次に入学する35歳未満の者、又は博士後期課程2年次及び4年制博士課程（医・歯・獣医・薬学部）の3年次に進学する35歳未満の者。

（2）学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。

（3）他の奨学金を受けていない者。

（4）奨学金の支給期間中において、当財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者。

交流会：2019年10月26日（土）～27日（日）開催予定

採用証書授与式：2019年10月28日（月）開催予定

（5）奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。

フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

注3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

2.奨学生採用予定人員

16名

3.奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 120,000 円を毎月の初めに支給する。

4.奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は2年間とする。

(2019年4月から2021年3月まで)

5.応募の手続き

- (1) 奨学生に応募する留学生は、学部学生用(別紙様式 1-1、1-2)又は大学院学生用(別紙様式 2-1、2-2)の申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。申請には、所定の用紙内に収まるように記入すること。なお、すべての申請用紙に自筆で日本語で記入すること。

【注意】 記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 指導教官等の推薦理由書(別紙様式 1-3 又は 2-3-①又は 2-3-②)
- イ. 健康調査書(別紙様式 1-5 又は 2-5)
- ウ. 外国人登録証明書(日本国政府発行)カードのコピー(表裏)(別紙様式 1-6 又は 2-6)
- エ. 学業成績証明書(博士後期課程は、修士修了時の成績証明書を提出)
- オ. GPA証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)
- カ. 在学証明書

- (1) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書(別紙様式 1-4 又は 2-4)を添え、本財団に推薦する。

【注意】 封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。

上記書類は返却致しませんのでご了承ください。

申請書類はコピーしますからホチキスで留めないでください。

6.応募締切日

2019年4月17日(水)(当日消印有効)

7.選考及び決定

本財団は、5により大学から推薦(学部学生1名、大学院学生1名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2019年5月中旬頃を予定)

8.奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の支給を休止、停止及び支給期間の短縮を行うことができる。

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。

9.奨学金の復活

8により、奨学金の支給が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の支給を復活することができる。この場合、支給期間は通算2年間とする。

10.奨学金の打ち切り

奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の支給を打ち切りすることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがないと判断される時。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。
- (4) その他本財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断される時。
- (5) 本財団奨学生同士が結婚したときは、1人は受給資格を失う。

11.転 退 学

奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の支給を辞退したとみなす。

12.返 納

奨学金の支給後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に支給した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

13.報告書の提出

本財団が、奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。

14.届出の義務

奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、保証人又は家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。

- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 保証人を変更したとき。
- (4) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (5) 本人、保証人及び家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (6) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15.注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受けている学生については、給付対象者としません。

申請書提出先・問合せ先

〒 600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 79 番地

ヤサカ四条烏丸ビル 9 階

公益財団法人 S G H 財団 事務局

TEL 075-255-9310

FAX 075-255-9311

MAIL info_ss@sgh-foundation.or.jp

個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。